

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―十一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県蓮田市大字川島字押出四百十七の八他二百六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万二千三百九十五立方メートル